

記載要領等	相続税の申告書第 4 表の 2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
-------	--------------------------------------

《記入に当たっての留意事項》

この表の記入に当たっては、次の点に留意してください。

- 1 相続開始の年の前年分・前々年分・前々々年分（L01・L02・L03 欄）の元号コードと年分は必ず記入してください。

《元号コード》

令和	5
----	---

- 2 この表における「特例贈与財産」とは、租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 第 1 項の規定の適用を受ける財産を、「一般贈与財産」とは、同項の規定の適用を受けない財産をいいます。
- 3 ③、⑪又は⑲欄（その年分の暦年課税分の贈与税額）は、その年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」のみである場合には、その年分の暦年課税分の贈与税額の金額となります。
ただし、同年中に「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 第 3 項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、同項第 1 号に掲げる金額となります（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。
- 4 ⑦、⑮又は㉓欄（その年分の暦年課税分の贈与税額）は、その年中に贈与により取得した財産が「一般贈与財産」のみである場合には、その年分の暦年課税分の贈与税額の金額となります。
ただし、同年中に「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 第 3 項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、同項第 2 号に掲げる金額となります（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。
- 5 各人の㉔欄の金額を第 1 表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額⑫」欄に転記します。